

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和6年7月22日（月） 開会 午後3時00分 閉会 午後4時15分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 26名
欠席委員	都築 英治委員、杉浦 正紀推進委員、加藤 日登志推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田課長補佐、杉浦係長、細井主査、池田主事、大橋主事、青山
議事録署名者	4 神谷 孝雄 委員 5 杉本 哲哉 委員

会議の記録

午後３時００分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ４番 神谷 孝雄委員 ５番 杉本 哲哉委員

また、欠席者は ７番 都築 英治委員 １０番 杉浦 正紀推進委員

２４番 加藤 日登志推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第２８号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第１第２８号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号６５番から６９番の５件です。

申請内容は、農地の所有権移転が２件、区分地上権の設定が３件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが２件、上水道引込管を埋設するためが３件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが２件、上水道引込管を埋設するためが３件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第２９号議案 農地法第４条の規定による許可申請について及び日程第３ 第３０号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第29号議案、農地法第4条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号7の1件で、転用用途は自己用住宅です。面積は、田472㎡です。

続きまして、日程第3第30号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号58から76番までの19件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が9件、駐車場が5件、粘土採掘場が3件、飲食店が1件、資材置場が1件です。

このうち、受付番号61番につきまして、別冊の資料でご説明します。「日程第3第30号議案」と書かれた資料をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。本案件は、受人である●●株式会社が渡人の所有する畑を転用し、従業員用駐車場を整備するものです。●●株式会社は、本申請地の南側に本社を置き、主に自動車の精密機械器具等の製造業を行っている法人で、事業の拡大に伴い従業員用駐車場を増設する必要があるため、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっており、資料の中心にある赤枠で囲われた箇所が申請地となっております。続いて3ページが申請地周辺の地目がわかる資料となっております。

次に、4ページが土地利用計画となっております。排水計画について、排水は雨水排水のみで、油分分離槽及び集水桝を設置し、既設道路側溝へ放流します。また、敷地内に調整池を設けますので、排水量を調整できる計画となっております。また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資金があると判断しています。

本申請地については、令和6年2月に農振除外の通知を受けています。立地基準ですが、相当数の街区を形成している区域にある農地に該当するため、第2種農地に区分され、許可基準は申請地周辺の集落に接続していることから許可できる見込みがあると判断しております。

説明案件を含む5条申請19件いずれの転用計画についても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

●●株式会社の案件のほかに申請面積1,000㎡以上の案件については、受

付番号 74、75、76 番の粘土採掘場としての一時転用で、5 ページ以降に位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、7 月 10 日(水)に岩瀬正則委員と都築英治委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、議事参与の制限の対象が議長であります私に関係する事項でありますので、議長は、会長職務代理者の 14 番、太田良子委員に交代し、私は、退席します。

それでは、林茂樹委員に関係する事項は第 30 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 5 ページ目、受付番号 74 の案件です。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

異議なしということですので、林茂樹委員に関係する事項は議案どおり決定させていただきます。これより再び、議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、私に関係する事項を除く案件について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 4 第 31 号議案 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第 4 第 31 号議案、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明についてご説明申し上げます。

今回の証明願は、受付番号 1 の 1 件です。買い取り申出の事由は、死亡により耕作が不能となったためです。内容審査をした結果、証明をする期日において、買い取り申出事由が生じた者が、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者であったと認められます。

本日ご承認いただきましたら、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第32号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5 第32号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号9から12番の4件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

それでは、杉浦和彦委員に関する事項から審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席していただきます。

杉浦和彦委員に係る事項は、議案書の1ページ目の受付番号9の案件です。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

続きまして、杉浦委員に係る事項を除く案件について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 第33号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

日程第6第33号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、ご説明申し上げます。

今回の計画は、畑・樹園地利用促進制度による利用権設定を行うものです。

それでは、「令和6年度農用地利用集積計画（畑・樹園地利用促進制度分）実施総括表」をご覧ください。

今回は新規で利用権設定を行う面積が9,473㎡となっております。

前述の申請について、農用地利用集積計画の内容が安城市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。本日ご承認いただきましたら、8月15日付けで公告させていただきます。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思います。説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第7号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第7報告第7号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号38から41の4件です。転用行為別にみますと、分譲用宅地用地が1件、住宅の建築が1件、敷地の拡張が2件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号156から164の9件です。解約事由別にみますと、自作するためが1件、他者に賃貸するためが1件、転用するためが3件、売却するためが4件です。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号5の1件です。申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

最後に、農地改良届出についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号

4の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

1 農地パトロール（利用状況調査）について

上記の協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

定例会資料の1ページをご覧ください。

令和6年度の農地パトロールについてご説明いたします。

農地パトロールは毎年 of 定例業務になりますが、順を追って簡単に説明をさせていただきます。なお、字体を変えて表記した部分は、今年度から運用を変更させていただく予定のものとなっております。

では始めに、(1)の農地パトロールを行う目的ですが、これは、優良農地の確保とその有効利用の促進を図っていく、ということが主たる目的となります。また、農地法において、農業委員会は農地の利用状況調査を行うことが義務付けられております。このため、農地パトロールを利用状況調査と位置付け、不耕作地の実態把握と発生防止、解消対策、農地の違反転用の早期発見、防止対策等について重点的に取り組みを行っています。

続いて(2)の実施方法ですが、こちらが今年度から変更する点となります。これまでの農地パトロールは、紙地図を用いて現地調査を実施し、指導対象とする農地は書面にて報告をいただいております。今年度については、これらを全てタブレットを用いて実施することとさせていただく予定です。ただし、実施体制については、本来は従来どおり農業委員・推進委員の両委員にお願いしたいところではありますが、現在確保できているタブレット数が29台しかないため、今年度につきましては、主に推進委員さんを対象にお願いしたいと考えております。なお、農業委員さんには指導対象とする農地の一覧を配布することで、把握してもらえよう体制を整えますので、タブレットが確保できるまでは、申し訳ございませんが、ご理解いただきたく存じます。タブレットの操作に関しては定例会後の研修会にて説明をさせていただく予定ですのでよろしくお願いいたします。

続いて、(3)の実施の対象ですが、こちらは昨年度と変更ございません。まず①の不耕作地については、市内すべての農地を対象に資料のAまたはイの状

態の農地の所有者に対し、指導を行っていく予定です。次に、②の違反転用につきましては、基本的には農業振興地域内の農用地区域、いわゆる色地を主な対象として調査を実施します。具体的には無許可で建築物・駐車場や資材置場等に使われている農地の所有者に対し、指導を行っていく予定です。

続いて（４）のスケジュールについて簡単にご説明申し上げます。まず本日以降から８月２２日までに推進委員さんにはタブレットを用いて、市内全域の農地の状況を調査していただきます。その後、委員の皆様からいただいた報告を基に、事務局にて確認を行ったのち、９月の農業委員会にて皆様に報告させていただきます。その後、指導対象の土地所有者には１０月上旬に指導文書を送付させていただきます。その後は１か月ほど是正期間を置きまして、１１月上旬から再度推進委員の皆様には指導した農地を対象にタブレットを用いて現地確認を実施いただくとともに、未だ改善されていない農地所有者に対して、可能な限りで是正指導をしていただきたいと思います。その結果を１２月の農業委員会にて、皆様に最終報告をさせていただき、未改善の指導対象農地につきましては、再度指導文書を送付する形になります。

ここまでの農地パトロールの一連の流れとなります。なお、タブレットについては、手元になければ推進委員さんが入力した情報が分からなくなってしまうため、基本的には１１月農業委員会辺りまでは持っておいていただくことを想定しております。

最後に３ページ以降にある送付文書について、ご説明させていただきます。全体的には御覧いただければと思いますが、昨年度と変更した部分のみお伝えいたします。まず、昨年度までは農業委員会会長名及び市長名と連名にて送付しておりましたが、法的には農業委員会業務となっておりますので、本年度から農業委員会会長名のみで送付させていただきます予定です。また、問い合わせ先についてですが、今年度の農地パトロールは推進委員さんを主としてお願いをさせていただきますことから、現場を把握している推進委員さん及び事務局を問い合わせ先として記載することを考えております。

４ページの利用意向調査書は変更ありませんので、説明は省略します。

５ページの違反転用農地の指導文書についても、不耕作地と同様、市長名は削除させていただきます予定です。違反転用農地の場合の問い合わせ先ですが、違反転用農地は、法的な是正ができるか否かの問い合わせがほとんどだと想定されることと、委員の皆様の負担も考慮し、事務局のみを問い合わせ先として記載することを考えています。

以上のとおり今年度の農地パトロールを行ってまいりたいと考えております。例年大変暑いさなかでの現地調査となり大変恐れ入りますが、今年度も農地パトロールの実施についてご協力をいただきますようお願い申し上げ、この件に

ついでの説明は以上とさせていただきます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○黒田 清吾推進委員

今年は、推進委員が主に実施すると書いてありますが、毎年、推進委員が農業委員に紙で報告していたが、なくなったということですか。

○池田 主事

なくなったという認識で合っています。

○林 会長

この後の研修会でやりますが、タブレットの中に入力しておけば事務局で見えるそうなので、この後の研修会でお願いします。

○稲垣 英男推進委員

3 ページの農地適正管理等についての通知文ですが、地区担当推進委員の電話番号が書いてありますが、携帯番号にしていだきたい。自宅の電話で家族が出るとトラブルになるので私の携帯番号にしてほしい。

○池田 主事

希望に応じて携帯番号に変えます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2 農業委員及び農地利用最適化推進委員の公務災害補償制度の継続加入について

上記の議題について杉浦係長から次のとおり説明があった。

では、定例会資料の6 ページから始まる資料2 でございますが、最初に7 ページをご覧ください。

まず、この制度の概要についてご説明いたします。

冒頭部分、「加入方法について」という所の下、「1. 制度のあらまし」ですが、この保険制度は全国農業会議所を保険契約者とし、主に農業委員と推進委員を被保険者とする団体契約でございます。被保険者が公務従事中に急激かつ偶

然な外来の事故によって、死亡または入院、通院した場合等に保険金が支払われる制度です。当然のことながら、皆様は非常勤特別職の地方公務員ですので、公務従事中の事故や怪我については公務災害が適用されますが、この保険は、プラスアルファとしてよりきめ細やかな補償を受けるためのものとお考えいただきたいと思います。

次に、「３．保険期間」でございますが、毎年１０月１日から１年間で、委員等の個人の活動日のみが補償の対象となります。

そして、「４．補償内容と保険料」につきましては、Ａ型からＤ型までの４タイプがあり、Ａ型では年間で１口１，０００円からとなっております。

ここで、６ページにお戻りください。

去年は、補償内容と保険料を考慮して、Ａ型を２口加入いたしました。今年の活動状況が大きく変わることはなく、また、保険料、補償額ともに変更はありませんので、引き続き同様の契約内容としたいと考えております。その場合の補償金額につきましては、万が一の死亡の場合は１，０８０万円、入院は日額１０，０００円、通院は日額６，０００円などとなっております。なお、保険料につきましては、皆様の親睦会の積立金の中から支払いをさせていただきたいと思いますので、別にご負担を求めることはいたしません。もちろん公務災害というのはないに越したことはありませんが、万が一の場合に備えるのが保険でございますので、全員の加入についてご理解をよろしくお願いいたします。

この件についての説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

１、農業委員会親睦会会計報告について

１１ページ、資料３をご覧ください。

農業委員会親睦会の令和５年７月２０日から令和６年７月１９日までの１年間の会計を報告いたします。

まず、収入の部につきましては、去年は改選の年ということもあり、いったん精算をしていますので、前期からの繰越金はありません。次に、報酬からの積立は２２９万円で行いました。内訳といたしましては、表の摘要欄のとおり１人当たり５千円の１１か月分となっております。うち、令和５年９月から１２月積立分までの４回分は、新美委員のご逝去に伴い４１人です。次に、懇親会等会費は、令和５年９月及び令和６年４月に行いました２回の懇親会の市長及び職員の負担分で１５万２千円で行います。次に、懇親会ご芳志は、４月の懇親会時

に事務局職員異動者からのご芳志としていただいた分の、1万円でございます。その他、利息が20円ありましたので、収入の合計としては245万2,020円でした。

対する支出の部につきましては、懇親会費が2回分で82万775円、慶弔見舞金等が22万5,500円、公務災害共済掛金が8万4千円、農業委員会視察昼食代が4万6千円で、支出の合計は117万6千275円でございます。

結果、差引額は127万5,745円で、委員1人あたりの残額は3万374円でございますが、今回は還付を行わずに次期会計に繰越しをさせていただきます。

なお、親睦会の規約では、監事は会長職務代理者の職にある者が務めることと定められております。太田良子会長職務代理者に会計についての監査をしていただき、適正であるとのことご意見をいただいておりますことを併せてご報告申し上げます。

2 農地パトロールの町内会への周知について

12ページ、資料4をご覧ください。

先ほどご説明がありました農地パトロールの実施について、市民の皆様にも周知するために、各町内会長あてに資料4の文書を回覧していただくよう依頼しております。

3 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について

資料はありませんので、次第の記載事項のみでご説明いたします。この研修会は、愛知県農業会議の主催で、県内を3地区に分けて毎年9月ごろに開催されているものです。今年度は、9月10日（火）の午後1時30分から知立市のパティオ池鯉鮒にて開催するとの通知がありましたので、ご予約をいただきますようお願いいたします。

市のマイクロバスで送迎をさせていただく準備を進めておりますが、来月の農業委員会にて、改めてこの件についての詳細をお知らせするとともに、全員の方に対しまして、市のバスに乗られるか、自家用車を利用されるか交通手段などの確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 配付物

のうねん7月号を配付いたしましたので、ご活用ください。

5 次回予定

8月22日（木）の午後1時30分から第4会議室で運営委員会を、午後2時

30分から第10会議室で定例会を開催します。

なお、8月の運営委員会からは、本日の総会にて承認をいただきました推進委員の5名の方にご出席をいただくこととなりますので、よろしくお願いします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、次のとおり質問があった。

○石川 和明推進委員

転用・開発に伴って問題が起きる中で、農地のときは排水路の法面や農道の側面の未舗装部分の管理は農家が自然に管理していると思います。土地利用協議会で開発についてはその管理も転用者にとお話ししますが、現状では埋立をして境界ができると境界の中はその人が管理をしますが、境界の外の部分、排水路の法面や道路の未舗装の部分の管理がされていないのが実情です。管理されないまま5年、10年経つと鳥が運んできた木の実が生えて大きな大木になってくる。その問題を誰が対応するのか。土地改良事業室からは保全会で対応するように言われた。排水路については、当事者が排水路に水を出している場合は維持管理課でも対応できるとは話していましたが、それを保全会に振られても厳しい。その状況を考慮した中では開発に伴ったところは維持管理課でやる流れを作る必要があるのか。例えば市街地は、民地と公道の境目に土のままのところはほとんどない。排水路の法面もコンクリートなり舗装されているのでそういう問題が起きないと思う。役所も部を跨ぐケースだと場合によっては議会で話をしてもらった流れにする必要があると思います。以前、大規模開発のときに担い手への補償の話をして、税金から補償の対応をすると決まっていますよね。なぜかと言ったら開発すれば税金が上がるからという話でした。間違っていないがそういう考え方があるなら、今回のケースでは税金で対応する話かなと思う。別ルートから議会に伝えていこうかと思いますが、この委員会からも話をしていないかというお願いです。

○林 会長

●●町で転用があった場合、業者にも用悪水路の排水の掃除にも出てくださいと言っている。転用にあたる時に言っていないと。農地を壊すだけじゃなくて、地域のためにやってくれないなら来てくれなくても良いというつもりで、なるべく地域から言うようにしている。

○石川 和明推進委員

それが10年経ち、20年経ち、世代が変わると伝わらなくなる。その時には

公共が面倒を見ていかないといけないと思います。

○林 会長

それだけでなく、地域の泥上げなどの時に来てくださいと案内するのも一案です。

○畔柳 真推進委員

開発が入ると落ち度になる。町内会から土木要請で出すと市は動いてくれることが多い。システムや図式がないからどっちが管理するのかのせめぎ合い。それがなければここで決めると言う話。それができないなら地域の間人がずっとやっていくことになる。農業委員会でしっかりルールを決めた方が良いと思います。いつまで経っても同じですよ。

○稲垣 英男推進委員

●●工区で●●・●●・●●それぞれ2名の役員が出て、排水路の管理をしています。回覧板で年2回掃除してくださいと案内している。工区内に工場が何か所があるが、その排水路は役員6名で草を刈っている。その代わりに工場の人から協力金をもらっている。協力金をもらうことで上手くいっているが、本来は工場の人が排水路の草刈りをしないといけないという思いでやっている。その考え方は正しいですね。その工場は農業の悪水に一切水を流していないが、雨水は出ている。

○杉浦係長

協力金のことは、地域の組織に入る協力金ですか。正しいかと言われると双方での約束なのかなと思います。

○稲垣 英男推進委員

約束かと言われるとずいぶん前の話。工場は安い土地に来ている。農地の昔からの決まりでその田んぼの人がきれいにするのが当たり前のこと。

○石川 和明推進委員

昔からの決まりが通らない。市街地の中では敷地から外は公共が管理するのが当たり前になっている。そこと農村部には違いがあると理解できていない。

○林 会長

実際には農振地域に工場が多くできている。新たにできるときに、きっちり言

っておかないと業者は分かっていない。転用の初めに言わないといけない。

○石川 和明推進委員

20年、30年経ったらそれは伝わってない。

○稲垣 英男推進委員

税金出してるから市がやってくれると思っている。市がやってくれれば私たちは文句ない。

○杉浦係長

道路の法面は名義的には市だと思います。今までは農業者の方たちがやってくださっていたと思います。

○林 会長

結局悪水には農地から水が流れる。会社からも雨水は流れる。会社の回りもきれいにしてもらうのが本来の姿だと思う。

○稲垣 英男推進委員

道の反対側まで悪水が通っているとは工場も思っていない。

○熊谷 逸男推進委員

許可申請の段階で排水の確認をする。田んぼの場合は雨水が田んぼに溜まるから良いが、工場にするとコンクリートになるため雨水が全部出してしまう。排水の問題を理解してもらってから許可申請の判子を押す。保全会活動は市を挙げてやっているはず。草の対策については保全会がやっている。木が何年か経って大きくなったのは町内会から申請して木を刈ってくれる。自分たちのところはそれなりに対応してやっている。

○石川 和明推進委員

それをルールにしてくださいと言う話。具体的に話すと20年30年経って木が大きくなってしまった。地主が市に要望を出してきた。その時に保全会に振るのはそもそも違う。排水路に水を出していれば市が動くと言いますが、原因を追究すれば市がやるのが当たり前のこと。それをルールにしましょうと言う話。税収も農地より上がっているなら良いじゃないか。議会レベルでないと動かないと思っている。

○稲垣 英男推進委員

安い土地に工場が出てきているからそういうことを理解していない。高い市街化区域の土地なら、市が下水を管理しているけど田んぼは地域みんなで協力してやっている。

○畔柳 真推進委員

そもそも道路と田んぼの境界は法面の真ん中にある。境界の道路側部分の草を誰が管理するかという話。今は農業者が草刈りのついでにきれいにしている。

●●市は農業者と市がやり合ったから境界にポールが建った。ここからは市の管理、農業者の管理として折り合いがつかなくなったパターン。安城市ではそんなことやりたくないじゃないですか。

○林 会長

実際は杭は法面の下にある。法面は市の管理になる。全部市が管理できないので農業者が刈っているけど、これから農業者が減ってくると問題になる。

○畔柳 真推進委員

せっかく出た話だから、提案ですよ。

○杉浦 和彦委員

その提案というのは、農業委員会の議事として揉める話なのだろうか。農業委員会で過去に言ったことがあるが、ここで言うべき話ではないと蹴られたことが何回かある。

○林 会長

今までは農業者が多いから良いけど、これから農業者が減ってきた場合でも管理をできるようにしないと、農業もできないし草が茂っても管理する義務はないと言われたら市が困る。農業者が減ってもやれるよう考えないと農業の人が全部を管理するのは無理。今は年寄が頑張っている。10年後やれるかわからない現状。それを維持できるように農業委員会で考えていかないと農地を守っていけない状態になる。

○杉浦 和彦委員

その提案のルール付けは農業委員会のできるのですか。

○杉浦係長

細かいルール付けはできないです。権限の範疇を超えているのでできませんが、農業委員会としては農業施策に関する意見書を市長に対して提案ができる。農業者としてこうした課題があり解決していく必要があると上げていくのが1つの方法だと考えます。議論を重ねるべきかと認識しております。

○神谷 力委員

資料の中に、農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケート調査がありました。こういうところで意見や提案を出していった方がよろしいかと思えます。

○杉浦係長

研修会資料の裏面のアンケートはまた別になりますので、農業委員会として市長にこういう施策が必要ですよと伝えるのが望ましい形だと思います。

○神谷 力委員

農業委員、推進委員の方々の地域によっていろいろな案件がそれぞれあると思います。そういうことを汲み上げていけるような場所が農業委員会の中にあつたら良い意見が出てくるのではないかと思います。ぜひ、農業委員会でもアンケートを作って忌憚のない意見を出していけると良いのかなと思います。

○杉浦 和彦委員

開発に関する補償のことで、法人か個人の認定農業者には4反以上で補償が出るということですが、●●町では法人ではなく任意組合なので補償の対象ではなかった。できれば任意組合でも補償の対象にしてほしい。開発に関するものであれば4反ではなく1反でも補償してほしいという要望です。実際8反取られて補償がしてもらえないかと思ったら、2軒でやっているのもそれぞれ4反に満たずに補償は無しになりました。国ではなく、安城市の補償と聞いたので、市がなんとかしてほしいです。

○石川 和明推進委員

利用権設定が組んであれば任意団体でも良いのでは。

○杉浦 和彦委員

利用権設定は、任意団体では組めないのも個人で組んであるが、任意団体の規約や決算書で何とかできると相談したがだめでした。結局補償は無しになったので痛いのです。

○犬塚 伊佐夫委員

石川推進委員の話に戻して、そもそも農業委員会が許可基準を持って審議していますが、既に開発が終わっているものに対しては市に対して要望しかできませんが、開発が出てくる段階での協定とか市として指導するのはしっかり基準ができるのではないかと思います。申請に来るのは専門業者で企業ではない。専門業者に対して意見を出して将来はこういうことをやってくださいねと要望も出しますが、実際に蓋を開けると開発する企業は知らないとなります。出てくる企業、将来的に除草管理についての指導をするものを農業委員会でしっかり作っていただいてそれを相手に出すのが良いのかなと思います。開発が終わっているのは議会で要望して、今営業している企業に対して言えるような指導を、農業委員会は農地なので、市しかないかと思います。環境部署がやるのか維持管理課がやるのか土木がやるのか土地改良がやるのか問題は幅広いと思いますが、そこを指導できるのは市でないとできないので、そこは皆さんで協議をしてやれるような要望が出せる、また協定を結ぶような規定や規則を作るようなものをやってくれるとありがたいと思います。

○林 会長

業者しか説明に来ないのはどこの地域も同じだと思う。●●町では、業者だけ来ても判子を押さないと返すので、業者は建てる人も連れてくる。相手より協議会の人数を多くして話すようにしている。

○犬塚 伊佐夫委員

私の地区は、大きな町内会ではなく、開発もないので土地利用協議会も作っていないです。石川推進委員が言ったように、基準やルールがあるとそれに則って相手と交渉ができる。

○黒田 清吾推進委員

草刈りをするとかしないは自分の地区での農転でも問題になっていまして、事務局にも相談しましたが、最初はもちろん意見も言います。最初のうちはわかりましたって言うと思うんですが、我々メンバーで心配しているのは3年経ったら5年経ったらどうなるのか。段々やらなくなるんじゃないの。それに対してこちらから言ったとしても受け入れてくれるかどうか心配。草刈りをやってもらうのを文書で組み交わすとか、許可申請の際の意見書に意見を書いたものを見返すとか、そういうことはできるのかなと思って。

○林 会長

土地利用協議会の文書はずっと保管してあります。町内会で文書が残っていないとわからない。

○黒田 清吾推進委員

許可申請の意見書はどうですか。私たちが出した意見書は残っているのか。

○杉浦係長

市は一定期間を経過した文書の保存はしないです。正直に言うとないですね。

○林 会長

何年かしたらなくなるので町内会に残してもらった方が良い。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後４時１５分、議長は閉会を宣する。